

○ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一」六 略</p> <p>六の二 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）</p> <p>イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）</p> <p>(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法</p> <p>(2) トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門については、トレーディング・デスクとみなす。(3)において同じ。)の構造</p> <p>(3) トレーディング・デスクが保有する商品の種類（内</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一」六 同上</p> <p>「号を加える。」</p>

-
- 部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合に限る。)
- (4) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法
- (5) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続
- (6) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替え状況及び振替えた場合はその理由
- ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容
- ハ 期待シヨートフォール・モデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）
- (1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、取引活動、商品及びリスク・ファクターを含む。）
- (2) バック・テストイング又は損益要因分析テストの結果により適用しないこととなった場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）、当該テストの結果の概要及び代替手法
- (3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）
- (4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及びデータの重付を含む。）
- (5) 使用するデータの更新頻度
- (6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの
-

結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ニ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ホ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

(1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）

(2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、ごの前提及びエクスポージャーのネットイングの方法を含む。）

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）

へ モデル検証部署による内部モデル方式の設計、運用に係る検証、一般的な手法（ストレステスト、感応度分析及びシナリオ分析を含む。）及び各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

〔七〇九 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔イ〇ハ 略〕

ニ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

(1) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及び

〔七〇九 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

このうち信用金庫又信用金庫連合会が使用する次に掲げる方式ごとの額

(i) 簡易的方式

(ii) 標準的方式

(iii) 内部モデル方式

(2) 勘定間の振替分に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

ホ・ヘ 「略」

【二〇五の二 略】

【三】 マーケット・リスクに関する事項

【六・七 略】

八 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつて

いるものを除く。別紙様式第十一号の三第一面から第四面までを除く。）に関する次に掲げる事項

【略】

6 第四項第五号の二に掲げる事項は、別紙様式第十一号の三により作成するものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

【一〇七の二 略】

七の三 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

ニ・ホ 「同上」

【二〇五の二 同上】

【号を加える。】

【六・七 同上】

八 金利リスクに関する次に掲げる事項

5 「同上」

【項を加える。】

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

【一〇七の二 同上】

【号を加える。】

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門については、トレーディング・デスクとみなす。(3)において同じ。)の構造

(3) トレーディング・デスクが保有する商品の種類（内部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合に限る。）

(4) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

(5) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

(6) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替え状況及び振替えた場合はその理由

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ 期待シヨートフォール・モデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

(1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、取引活動、商品及びリスク・ファクターを含む。）

(2) バック・テストイング又は損益要因分析テストの結果により適用しないこととなった場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）、当該テストの結果の概要及び

代替手法

(3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

(4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及びデータの重付を含む。）

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ニ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ホ D R Cモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

(1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）

(2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、D Dの前提及びエクスポージャーのネットイングの方法を含む。）

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ヘ モデル検証部署による内部モデル方式の設計、運用に係る検証、一般的な手法（ストレス・テスト、感応度分

析及びシナリオ分析を含む。)及び各種の前提及び評価の方法(内部モデル方式を用いる場合に限る。)

〔八〇十 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔イ〇ハ 略〕

ニ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

(1) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(i) 簡易的方式

(ii) 標準的方式

(iii) 内部モデル方式

(2) 勘定間の振替分に係る所要自己資本の額(当該振替がある場合に限る。)

ホ・ヘ 〔略〕

〔二〇六の二 略〕

六の三 マーケット・リスクに関する事項

〔七・八 略〕

5 〔略〕

6 第四項第五号の二に掲げる事項は、別紙様式第十一号の三により作成するものとする。

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第六条 〔略〕

〔八〇十 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

ニ・ホ 〔同上〕

〔二〇六の二 同上〕

〔号を加える。〕

〔七・八 同上〕

5 〔同上〕

〔項を加える。〕

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第六条 〔同上〕

2

「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本

比率告示第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門については、トレーディング・デスクとみなす。(3)において同じ。)の構造

(3) トレーディング・デスクが保有する商品の種類（内部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合に限る。）

(4) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

(5) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

(6) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替え状況及び振替えた場合はその理由

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ 期待ショートフォール・モデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

2

「同上」

3 「同上」

「一〇六 同上」

七 「同上」

イ リスク管理の方針及び手続の概要

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適格範囲

「号の細分を加える。」

-
- (1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、取引活動、商品及びリスク・ファクターを含む。）
 - (2) バック・テストイング又は損益要因分析テストの結果により期待ショートフォール・モデルを適用しないこととなった場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）、当該テストの結果の概要及び代替手法
 - (3) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及びデータの重付を含む。）
 - (4) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）
 - (5) 使用するデータの更新頻度
 - (6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）
- ニ||
- モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- ホ||
- D R Cモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- (1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）
 - (2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測
-

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

期間、(2)の前提及びエクスポージャーの Nettoイン
グの方法を含む。)

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いてい
る各種の前提及び評価の方法(自己資本比率告示第二
百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。)

へ) モデル検証部署による内部モデル方式の設計、運用に
係る検証、一般的な手法(ストレステスト、感応度分
析及びシナリオ分析を含む。)及び各種の前提及び評価
の方法(内部モデル方式を用いる場合に限る。)

〔八・九 略〕

十 金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象と
なっているものを除く。別紙様式第四号第二十六面から第
二十九面まで及び別紙様式第七号第二十一面から第二十四
面までを除き、以下同じ。)に関する次に掲げる事項

〔十一・十二 略〕

〔4
5
6 略〕

〔号の細分を加える。〕

〔八・九 同上〕

十 金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象と
なっているものを除く。別紙様式第四号第二十六面及び別
紙様式第七号第二十一面を除き、以下同じ。)に関する次
に掲げる事項

〔十一・十二 同上〕

〔4
5
6 同上〕